

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

第 18 回理事会議事次第

日時：平成 27 年 6 月 6 日（土）11:00～12:00

場所：宜野湾マリン支援センター

1 開会	事務局
2 議事	会長
議案 1 将来委員会について	P 2
議案 2 サンゴ礁ウィーク 2016 について	P 4
3 その他	
4 閉会	事務局
参考資料	
資料 1（将来委員会に係る過去の理事会・総会議事録抜粋）	P 6
資料 2（第 17 回理事会議事録抜粋）	P 9
資料 3（沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約）	P 10
資料 4（役員名簿・各委員会の構成）	P 16

議題 1 将来委員会の委員の選定について

本年 4 月 30 日に開催された第 17 回理事会において、協議会規則第 21 条第 1 項の規定に基づき吉田副会長が委員長に任命されました。

同条第 2 項の規定に基づき委員会の委員を選定する必要がありますので選定をお願いします。

(規約抜粋)

【 委員会 】

第 20 条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。

2. 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。

3. 委員会設置の議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。

【 委員会の運営等 】

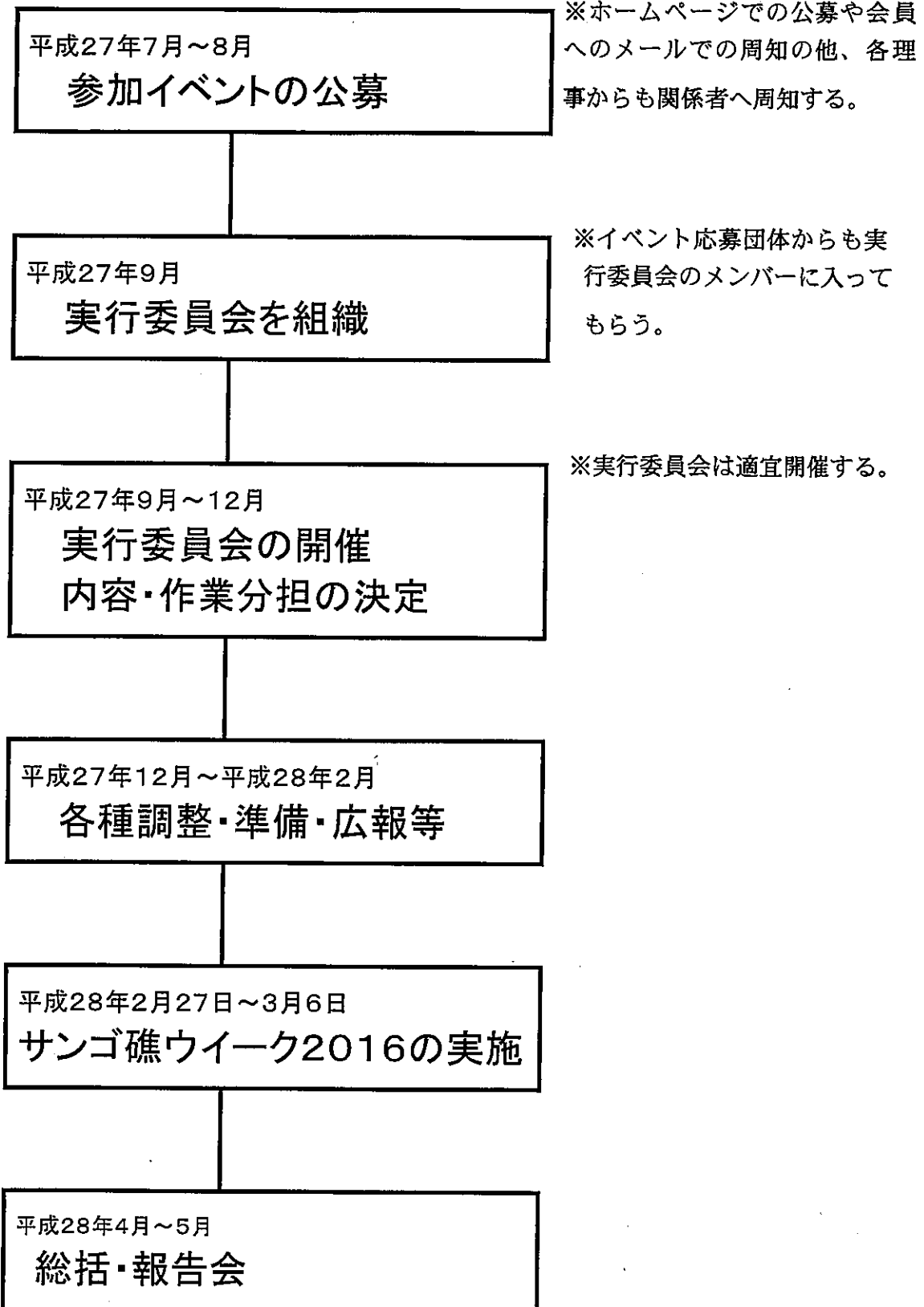
第 21 条 委員長は理事の中から会長が任命するものとする。

2. 委員会は会員の有志により構成される。

3. 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。

4. 委員会の運営は当該委員会の細則による。

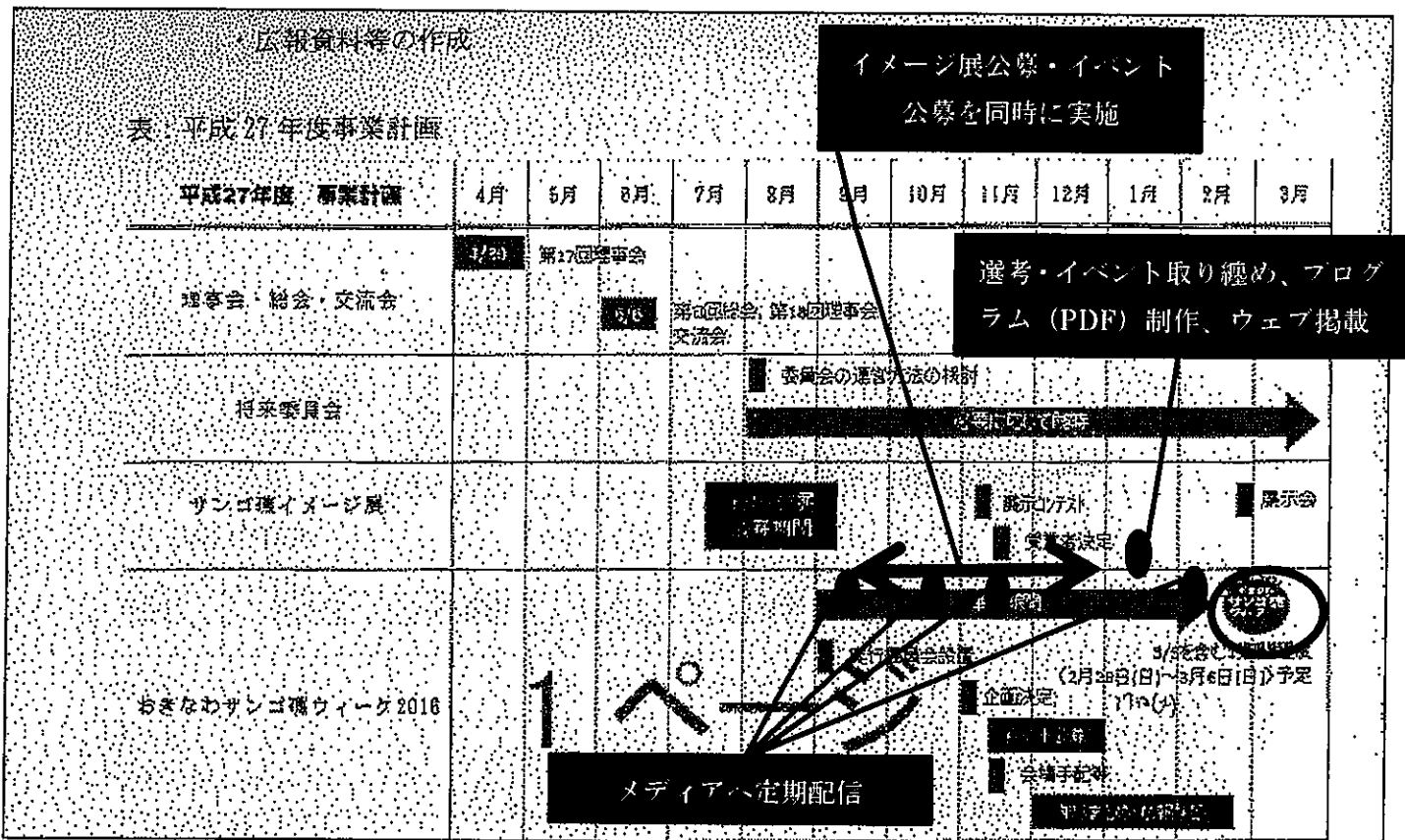
サンゴ礁ウィーク2016実施体制及びスケジュール(案)



サンゴ礁保全推進協議会 2016年サンゴ礁ウィーク企画 (企画委員会 権田メモ)

当協議会にとって、主要な主催イベントであるサンゴ礁ウィークについて、協議会の活動方針とキャパシティに即した企画をめざし、次の検討を行いたい。

- ・限られた労働力と資金から、広域なサンゴ礁保全関係者のハブという役割を最大限担う。そのために、関係者の活動情報の発信機会や広報場所の提供を柱に企画検討を行う。
 - ⇒ 県博物館や県図書館など、発信性の良い場所の確保と期間中の掲示、イベント実施団体へのスペースの無償提供と実施費用の一部(1万円上限)補助。
 - ⇒ シンポジウムなどの主催実施企画については、要検討
- ・サンゴ礁イメージ展との相乗効果を高める。そのため準備調整や広報作業を連動して行う。
 - ⇒ イメージ展の副賞(最優秀、優秀、入選ごとに計5-8万円程?)制とともに、**9月~12月まで期間でイメージ展、イベント実施団体の同時募集(補助の支給)。**
 - ⇒ これらの情報を、**ウィーク及び協議会ロゴを配したPR紙面を準備し、マスコミへPR**を、初期・中期・締切期に分け行う。
 - ⇒ **1月に受賞選考、イベント取りまとめ。**ウィークの企画コンテンツと共に、**2月にマスコミへ開催PR**(ここでは、改めて紙面媒体を作成せず)PDFの制作とウェブサイトでの配信及び必要に応じてこれをプリントアウト・郵送等する。



以上

【参考】

(将来委員会に係る過去の理事会・総会議事録抜粋)

第15回 理事会

【平成26年度事業計画（案）について】

- ・活動を通して協議会会員にメリットがあることが見えるようにしたい。将来的に協議会が持続的に運営できるようにするためにも、会員増につながる活動を盛り込むようにしてほしい。
- ・交流会の実施について追加してほしい。なお、交流会のあり方については随時検討していく。総会の延長線上で交流会を実施するか、また別の案ですすめるか検討する。
- ・交流会にて野外活動のようなものがあるとよいと思う。総会とタイアップしてできないか。
- ・シンポジウムよりも人集めできるイベントがあった方がよい。移植イベントなど始めてもよいかと思う。
- ・年間計画もそうだが、協議会のアジェンダみたいなものを考えてもよいのではないか。例えば10年後に協議会がどのようになりたいか考えて、どういうふうな活動が必要かを検討する方がよいと思う。また、寄付金をどう活用しているのかを、丁寧に公表することで寄付はもっと集まると思う。
- ・将来にわたって協議会の果たすべき目標（将来像）を意識的に話し合う委員会をつくることを提案。趣旨に則って達成すべき、短期的、中長期的な目標を掲げられたらよいと思う。
- ・協議会は個々の協議会のメンバーがいる。それぞれのグループがそれぞれに活動しているので、その邪魔になってはいけない。協議会は、協議会だからこそできるという活動は何なのかということを検討することが大切。他のグループができないこと、協議会しかできないことが何かを洗い出し検討することが必要。例えば、個々のグループが計画しているイベントなどがある場合は、協議会の事務局に連絡があれば、事務局がそれを発信できるような仕組みなど。
- ・協議会の将来的な目標や、やるべき活動を検討するため、将来委員会を設置して議論する場を設けてもよいと思う。

【平成26年度収支予算（案）】

- ・サウジアラムコ助成事業の覚書に「サンゴ礁保全に資する活動を実施する」とあるので、アラムコ助成事業の予算を活用して、協議会が主体となったイベントを実施してもよいのではないか。
- ・予算が伴うものができないのでは、企画を出しても実施ができないという流れを断ち切るべき。思い切って企画を提案して実施できるような予算を計上しておいてもよいのではないか。
- ・具体的な用途がない予備費を計上するのは良くない。
- ・将来委員会は保全推進するための協議の場とし、分野毎に関係者毎に委員会としてわかれてその問題について議論していくのはよいと思う。
- ・保全現場に近い活動への予算の使い方をした方が効果的と考える。
- ・協議会で長期展望をもって、短期で取り組む課題を計画して、具体的な計画をたてて予算を確保してやった方がうまくいく。そのため、話し合いをしっかりとって次年度に向けた検討をすべき。

- ・各委員会が活動するためある程度の経費が必要。

第16回 理事会

【将来委員会について】

- ・総会では、協議会の将来を考える将来委員会の設置を提案する。将来委員会のあり方について考え方を議論する必要がある。
- ・会員のメリットになることが何か明確にする必要がある。
- ・どういうことを目指している組織なのか明確にしておく必要がある。
- ・協議会の設立趣意書に照らし合わせると、交流会が最も重要。交流会で会員が活発にアピールできる機会を設けた方が良い。
- ・サンゴ礁保全に関する相談窓口となればよいと思う。

第7回総会

【第7号議案 将来委員会の設置について】

2008年に沖縄県サンゴ礁保全推進協議会が設立され、これまでにサウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業などにより会員のサンゴ礁保全への支援を実施してきたところだが、基本理念に基づく協議会の取り組みをさらに前進させるため、将来委員会の設置が提案され、将来委員会の設置について承認が得られた。

将来委員会は協議会の最大の目的は会員の相互の情報交換、それぞれの保全活動の活性化、この部分がなかなか動いていないため、将来を見据えた形で議論する場をもつことが目的。

なお、将来委員会の設置に関して以下の意見があった。

- ・開催時期やどういう人が参加するかなどは決まっているのか。
→組織ができた段階で参加者のスケジュールを考慮して開催時期などを決める。運営委員会と重複するところもあるが、現在の各委員会の委員長には委員会に入ってほしい。また、外部の意見も取り込む必要があれば会員以外の方からのヒアリングなども検討する。具体的な運営に関しては事務局からアナウンスする。
- ・委員会のメンバーは理事である必要があるのか？
→理事である必要はない。委員長は理事が務める。
- ・なぜ、こういう委員会が必要なのか理由や必要となった事例を聞かせてほしい。
→この協議会は意見交換、情報交換の場を提供することで設立されている。ただ、協議会に参加していない会員が多い状況であり、情報交換の場として機能していない。恒常的に協議会を運営していくには、会員を増やしていく必要がある。そのため、会員サービスの向上などの戦略をどう取り得るのか考え、長期的な視点で協議会のあり方を検討していきたい。例えば、寄付する側のメリットも考えて法人化も視野に入れて具体的なアクションについて検討したい。

【8. 第8号議案 その他】

協議会の今後のあり方について総会参加者と意見交換を実施したので、その内容等を以下にまとめる。

- ・協議会の設立趣意書によると、情報交換の場の提供など、協議会が何をすべきかというアクションプランが立てにくいと思う。また、会員のメリットがわかりにくい。アラムコ助成は一定のインパクトがあるが、会員のメリットを示す必要があるのではないか。そのためには、サンゴ礁保全の現状がどのような立ち位置にきており何が必要なのか整理する必要がある。寄付行為を受けやすくするために法人化を検討することも会員のメリットにつながる。
- ・現在の協議会の活動が助成事業やサンゴ礁ウィークなどであるが、総会などを開いた際にはあまり人が集まらない。今回の総会に参加した会員が感じているメリットを会場から聞いてみたい。
 - 学生の立場では、学生が応募しやすい研究助成金（30万円程度）をつくり、成果を発表する場があれば、会員が情報を得ることができ、頑張っている若い人たちが興味をもってもらえると思う。→アラムコ助成で実現可能なので、ぜひやっていただきたい。
 - 宮古での活動が活発な部分とそうでない部分がある。沖縄本島の活動を参考にして、宮古の活動を活性化させたいと考えている。情報交換の場を必要としている。
 - 八重山ではサンゴ礁の講習会をやっている。1つテーマを決めて議論してグループごとに発表する方法。サンゴ礁ウィークに参加した団体の交流集会をしてみてもどうか。そうすることで情報があつまり良くなると思う。もっと遊びを入れてほしい。
 - サンゴ礁ウィークの取組みの合間に総会を入れてはどうか。そうすることで会員の参加も多くなると思う。
 - 夏場にサンゴ礁ウィークをやってもいいと思う。3月は寒いし、海が荒れるので活動しにくい。サンゴ礁ウィークで1日に複数の活動が重なると1つしか参加できない。サンゴ礁ウィークがどのような成果があって、地域からどんな意見があったか興味がある。
- ・将来委員会では、会員が何をしたいかということ意見を集約してほしい。
- ・将来、協議会がどう動いていくかということを考える将来委員会は、人とお金をどうするかという非常に重要な委員会になると思う。
- ・協議会に期待することではなく、協議会でやりたいことがあってもよいのではないか。後援は多くなっているが、共催や協賛が増えてくればいいと思う。

第17回 理事会

【（5）将来委員会について（資料5）】

- ・委員長に八重山サンゴ礁保全協議会の吉田稔理事が任命された。
- ・将来委員会は法人化を含めて検討する。

【参考】

(第17回理事会議事録抜粋)

沖縄サンゴ礁ウィークについて

【実施期間】

- ・3月はじめは、忙しい人も多く、天候もあまりよくなく、時期的によくはないのではないか。
 - ・日々行っている活動の制約を受けずにどうやって実施するか検討することが必要ではないか。
- 3月はじめのサンゴ礁ウィークは徐々に認知されているので、時期をずらすことはしないほうがよいと思う。
- ・準備期間が短いので、年度のはじめから準備をすべきではないか。
 - ・サンゴマンス (month) とすると実施しやすいのではないか。
- 周知するにはキャンペーン的に集中させる方がよい。
- ・3月はじめは県内高校の卒業式とその準備 (予行練習) があるので、2月末から2週の土日は高校生の参加は見込めない。

【参加するメリット】

- ・博物館以外の会場だと会場費が出ないとメリットを感じにくいのではないか。
- ・今やっている活動を無理のない範囲で取り込むために、少額の助成 (1万円) をすることで、ネットワークを強化してはどうか。また、活動での配布物にロゴをいれてもらったり、活動の際に協議会の広報を行ってもらうことで、こちらにもメリットが生まれる。

【広報活動】

- ・活動の総括をする場がないので、関係者で集まって報告会をするなど必要ではないか。
- ・若手研究者によるサンゴ礁紹介は、実施者がFacebook などを利用して広報を行っており、効果的だと感じた。
- ・サンゴ礁学会のニュースレターで報告されているので、後日事務局に送付されるはず。

【その他】

- ・八重山サンゴ礁ウィークは観光関係者と連携しており、概ね好評だった。
- ・参加者が多いイベントと少ないイベントがある。
- ・誰に関心を持ってもらうかなど、戦略を検討する必要があるのではないか。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約

第1章 総則

【 設置 】

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立趣意書（別紙参照）に基づき協議会を設置する。

【 名称 】

第2条 この協議会は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」と称する）という。協議会が正式に発足し、活動を推進する過程で所定の方法にて協議会の呼称を決定できるものとする。

【 対象区域 】

第3条 協議会がサンゴ礁保全に取り組む対象区域は、沖縄県全域（沖縄県内の陸域と海域）及び奄美群島までとする。

第2章 目的及び活動

【 目的 】

第4条 協議会は、対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うことを目的とする。

【 活動 】

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を基本に行うものとする。

海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進する活動。

地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。

サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。

会員や地域などを対象に、サンゴ礁の保全に関する貢献等に対する表彰。

その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 構成と会員

【 入会 】

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員

となる。

【 権利の停止 】

第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。
協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委任状および議決権行使書の送付が2年間続けてない場合をいう。

【 退会 】

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

【 除名 】

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき
規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき

【 会員資格の喪失 】

第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

辞任

死亡、失踪の宣告

会員が属する団体若しくは法人の解散

除名

第4章 役員等

【 役員 】

第11条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

理事 20名以内

監査役 2名

【 役員を選任 】

第12条 役員は、以下の方法で選出する。

会長は会員の中から互選により選出する。

副会長は会員の中から会長が指名する。

理事 18 名は会員の中から互選により選出する。

会長が特に必要と認めたときは、会員の中から 2 名以内の理事を指名することができる。

監査役は、理事会構成員以外の会員の中から会長が指名する。

【 役員任期 】

第 13 条 役員任期は選出から 2 年後の総会までとする。但し、平成 26 年 12 月 13 日に選出される役員任期については、平成 28 年度に開催される総会までとする。また、再任を妨げない。

補欠又は増員により就任した役員任期は、他の役員残存期間とする。

役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは職務を遂行する。

【 役員職務 】

第 14 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

監査役は、協議会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 5 章 総会、理事会、委員会等

【 総会 】

第 15 条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

通常総会は、事業年度開始後 3 ヶ月以内に開催する。

臨時総会は、会長が必要と認め、理事の 5 分の 3 以上から請求があったとき開催する。

総会は会長が招集し、総会の議長は、会員の中から選出する。

【 総会の議決事項 】

第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

規約の制定または変更

事業報告及び収支決算

事業計画及び収支予算

役員を選任

除名

解散

その他理事会において必要と認めた事項

【 総会の議決方法 】

第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。

会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。

総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。

総会の成立要件である会員の過半数以上とは、会員の総数から、第 7 条第 2 項で会員の権利を停止されている者を除いた会員の過半数とする。

【 理事会 】

第 18 条 理事会は、必要に応じて開催し、会長、副会長、理事、事務局長により構成する。

理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。

理事会の議事は、出席者の 5 分の 3 以上により決する。

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

理事会に出席できない構成員は、所定の様式により他の出席者へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

【 理事会の議決事項 】

第 19 条 理事会は、次の事項を議決する。

総会に付議すべき事項

総会が議決した事項の執行に関すること。

諸規則の制定及び改廃に関すること。

その他会長が必要と認める事項

【 委員会 】

第 20 条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。

委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。

委員会設置の議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。

【 委員会の運営等 】

第 21 条 委員長は理事の中から会長が任命するものとする。

委員会は会員の有志により構成される。

委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。

委員会の運営は当該委員会の細則による。

【 委員会の解散 】

第22条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会へ届け出た上、解散することができる。委員会の解散に係わる規定は当該委員会による。

【 公開 】

第23条 協議会の会議及び委員会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

協議会の会議及び委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。

協議会の会議及び委員会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。

協議会の会議及び委員会の議事結果は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある項目を除き、要旨をとりまとめて議事要旨とし、議長の承認を経てホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

【 運営事務局 】

第24条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を沖縄県環境部自然保護・緑化推進課に設置する。

事務局長は、協議会会員の中から会長が任命する。

事務局長の任期は2年とし、再任は妨げない。

運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

【 運営事務局の所掌事務 】

第25条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

第15条に規定する総会、第18条の理事会及び第20条の委員会の議事・進行に関する事項その他協議会が付託する事項

第7章 補足

【 経費 】

第26条 この協議会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

【 寄付金等 】

第27条 協議会はサンゴ礁保全の推進のために、寄付金を得ることができる。

寄付金の使途については、第15条に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

【 会計年度 】

第28条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【 運営細則 】

第29条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第14条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

【 残余財産の帰属 】

第30条 この協議会が解散したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

附則

この規約は、平成20年6月28日から施行する。

この規約は、平成20年12月13日から施行する。

この規約は、平成21年6月14日から施行する。

この規約は、平成23年6月18日から施行する。

この規約は、平成24年6月17日から施行する。

この規約は、平成25年6月16日から施行する。

この規約は、平成26年7月6日から施行する。

役員名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	中野 義勝	
副会長	吉田 稔	八重山サンゴ礁保全協議会
理 事	安部真理子	沖縄リーフチェック研究会
	案納昭則	NPO 法人沖縄県ダイビング安全対策協議会
	池間勉	沖縄県宮古事務所
	猪澤也寸志	エコガイドカフェ
	上原直	NPO 法人グローイングコーラル
	岡地賢	コーラルクエスト
	梶原健次	
	中野圭一	環境省那覇自然環境事務所
	木村匡	
	桑江直哉	泡瀬干潟を守る連絡会
	後藤亜樹	
	権田雅之	WWF ジャパン
	佐藤崇範	
	謝名堂聡	沖縄県自然保護・緑化推進課
	新村一広	宮古島マリンリゾート協同組合
	西平守孝	
	花井正光	NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会
平川節子	特定非営利活動法人マングローブEEクラブ	
平田春吉	一般社団法人渡嘉敷ダイビング協会	
藤田喜久		
監査役	金城 孝一	沖縄県衛生環境研究所
	山崎 仁也	沖縄県立博物館・美術館

各委員会の構成

【運営委員】中野義勝、西平守孝、梶原健次、渡嘉敷ダイビング協会（平田春吉）

環境省那覇自然環境事務所（中野圭一）、八重山サンゴ礁保全協議会（吉田 稔）

木村匡、WWF ジャパン（権田雅之）、後藤亜樹、上里幸秀、

（一財）沖縄県環境科学センター（長田智史、山川英治）、

沖縄県自然保護課（中村章弘）、

【企画委員】コーラルクエスト（岡地賢）、NPO 法人 沖縄県ダイビング安全対策協議会（案納昭則）

WWF ジャパン（権田雅之）、NPO 法人 沖縄エコツーリズム推進協議会（花井正光）

【広報委員】藤田喜久、エコガイドカフェ（猪澤也寸志）、後藤亜樹

【選挙管理委員】上里幸秀